

福岡市競争入札参加資格審査申請等に関する要領

制定 令和元年7月29日

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市契約事務規則（昭和39年規則第16号）第2条、第3条及び第4条、福岡市水道局契約事務規程（昭和49年企業管理規程第10号）第2条、第3条及び第4条及び福岡市交通局契約事務規程（昭和49年企業管理規程第10号）第2条、第3条及び第4条（以下「規則等」という。）並びに福岡市契約事務規則の特例を定める規則、福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程（以下「特例規則等」という。）に規定する競争入札参加者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）、資格審査及び競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の作成等（規則第21条において準用する場合を含む。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(競争入札参加資格)

第2条 市長、水道事業管理者及び交通事業管理者（以下「市長等」という。）は、規則第2条第1項から第3項に規定する競争入札参加者の資格（参加資格）については、福岡市契約事務取扱規程第4条第1号、福岡市水道局契約事務取扱要綱第4条第1号及び福岡市交通局契約事務取扱要綱（以下「規程等」という。）第4条第1号の規定に基づき、同規程等第3条に規定する入札参加資格等審査委員会の審議結果に基づき、決定するものとする。

(参加資格の申請)

第3条 市長等は、規則等第3条に規定する申請は期間を定めて3年ごとに定期に受け付けるものとする。

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、定期の申請受付とは別に1年ごとに期間を定めて追加の申請受付を行うものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約の締結が見込まれるときの申請又は有資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときの再度の申請については、随時に受け付けるものとする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがあった後に同法の規定による更生手続開始又は更生計画開始の決定を受けたとき（工事の有資格者にあつては、更生手続開始又は更生計画認可の決定の日以後を審査基準日とする経営事項審査を受けたものに限る。）。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがあった後に同法の規定による再生手続開始又は再生計画開始の決定を受けたとき（工事の有資格者にあつては、再生手続開始又は再生計画認可の決定の日以後を審査基準日とする経営事項審査を受けたものに限る。）。

3 前2項に規定する申請をしようとする者は、インターネットを利用した福岡市競争入札参加資格審査申請システムに必要な事項を入力し、別に定める書類を添付のうえ送信しなければならない。ただし、前項ただし書きに係る申請及び市長等が特に必要があると認めるときは、別に定める書類を、福岡市電子申請システム、受け渡し記録の残る信書便又は持参により提出しなければならない。

4 申請は、別に定める申請区分業種一覧に定める申請区分業種について希望順位を付して3業種まで申請することができるものとする。

(参加資格の審査)

第4条 市長等は、第2条に規定する参加資格については、前条第3項の提出書類等により審査するものとする。

(等級区分の格付け)

第5条 市長等は、参加資格の認定にあたっては、規程等第2条の規定によるものとし、同規程等別表第2の請負契約については、同表の予定金額の欄に価格の区分に応じ、別に定める福岡市工事競争入札参加者等級格付け要領、福岡市水道局工事競争入札参加者等級格付け要領及び福岡市交通局工事競争入札参加者等級格付け要領に基づき、各等級へ格付けを行うものとする。

(参加資格の認定)

第6条 市長等は、資格審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、インターネットを利用した福岡市競争入札参加資格審査申請システムにより、申請者に認定結果について通知するものとし、有資格者名簿に登載するものとする。

2 市長等は、資格審査の結果、参加資格を有しないと決定したときは、競争入札参加資格不認定通知書により、申請者にその旨を通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第7条 前条第1項の規定する参加資格の有効期間は、同項の規定により有資格者名簿に登載した日から第3条第1項の規定に基づく次回の定期の申請受付に係る認定日の前日までの3年間とする。

2 第3条第2項の規定による参加資格の有効期間は、前条第1項の規定により有資格者名簿に登載した日から前項で定める有効期間が終了する日までとする。

(申請事項変更等の報告義務)

第8条 有資格者名簿に登載された者は、別表1に掲げる申請事項に変更があったときは、速やかにインターネットを利用した福岡市競争入札参加資格審査申請システム又は変更届(別記様式)により、別表1に掲げる書類を添付の上、市長等に届け出なければならない。

2 申請後又は有資格者名簿登載後、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2又は第3に該当する事実が発生した者は、ただちに市長等にその旨を届出なければならない。

(登録の承継)

第9条 市長等は、有資格者名簿に登載された者が合併又は会社分割等により名簿に登載された者の事業を承継したときは、次の各号のいずれかに該当することとなった場合に限り登録の承継を承認するものとし、別に定めるところにより、速やかに届け出させるものとする。

(1) 相続により法定相続人が事業の一切を相続又は生前贈与を受けるとき

(2) 名簿に登載された個人事業主が、当該個人を代表とする法人を設立し、その事業の一切を譲渡し、当該事業を譲受した法人が当該事業に係る競争入札参加資格の地位を承継しようとするとき

(3) 法人が解散し、当該法人の代表役員がその事業の一切を譲り受け、個人事業主となったとき

- (4) 名簿に登載された法人を吸収合併した法人又は当該法人を当事者とした新設合併により設立された法人に承継し、有資格者の法人が消滅したとき
- (5) 会社分割により事業の全部又は一部を新たに設立した法人又は既存の法人に承継したとき
- (6) 事業譲渡により事業の全部又は一部を譲り受けたとき

(競争入札参加辞退の届出義務)

第10条 有資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当したときは、速やかに競争入札参加辞退の届出をしなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 営業の全部又は一部を廃業したとき
- (3) 有資格者が名簿に登載された「申請区分業種」に係る営業に必要な許可・免許・登録等を有しなくなったとき
- (4) その他、以後の入札への参加を辞退するとき

2 市長等は、前項の届出があった場合には、必要に応じ、競争入札参加資格の全部または一部を取り消すものとする。

(競争入札参加資格の取消し等)

第11条 市長等は、有資格者名簿に登載された者が、次に掲げるいずれかの事項に該当することとなったときは、入札参加資格等審査委員会において審議を行い、必要に応じ、参加資格の認定を取り消すことができる。ただし、参加資格の認定を取り消す場合において、当該取り消し事由が福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置に該当する場合にあっては、措置を行った上で、認定を取り消すものとする。

- (1) 申請において虚偽の申請をしたことが明らかになったとき
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき
- (3) 営業の全部又は一部を廃業したことが明らかになったとき
- (4) 有資格者が名簿に登載された「申請区分業種」に係る営業に必要な許可・免許・登録等を有しなくなったことが明らかになったとき
- (5) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当したとき
- (6) 競争入札に参加しようとする契約に係る「申請区分業種」の必要な資格である許可・免許・登録等に必要要件を欠くこととなったことを知りながら、当該申請区分業種に係る競争入札に参加し、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する見積りに応じ、若しくは同項第2号及び第5号から第9号までに規定する随意契約の相手方となったことが明らかになり、市長等が、極めて悪質であると認めるとき
- (7) 第8条第1項に規定する申請事項の変更の届出をしないとき

2 共同企業体が前項に規定する参加資格の取消事由のいずれかに該当したときは、入札参加資格等審査委員会において審議を行い、必要に応じ、当該共同企業体の構成員である有資格者名簿に登載された者（明らかに当該事実について責めを負わないと認められる者を除く。）の参加資格の認定を取り消すことができる。

3 市長等は、前2項の規定に基づき参加資格を取り消したときは、遅滞なく当該有資格者に通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定に基づき競争入札参加資格の取消しを受けた事業者は、次の各号に定める期間、新たな競争入札参加資格審査申請を行うことができないものとする。

- (1) 第1項第1号及び第2号（地方自治法施行令第167条の4第1項に該当することが明らかになったときを除く。）又は同項第5号及び第6号の規定による取消 競争入札参加資格の取消をした日から3年間
- (2) 第1項第3号、第4号及び第7号による取消 競争入札参加資格の取消をした日から次の定期又は追加の競争入札参加資格審査申請までの期間

（事業協同組合等に係る資格審査の特例）

第12条 市長は、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けた組合については、別に定めるところにより等級区分の格付けを行うものとする。

（その他）

第13条 定期の申請において継続して申請を行わなかった者及び第10条又は第11条の規定に基づき競争入札参加資格の全部を取り消された者による次の申請は、新規の申請として取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

改正後のこの要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

改正後のこの要領は、令和5年12月1日から施行する。

別表 1

添付書類等 変更項目		商業登記簿謄本(写し可) 〔法人のみ〕	委任状(紙で変更届を提出する場合のみ)	法人市民税に係る法人等の設立申告書・異動の届出書の写し	建設業の許可に係る変更届書(様式第二十二條の二)の写し	許可証明書等	備考
本店情報	郵便番号						
	商号・名称	◎	○				
	所在地	◎	○	▲	△		個人の場合は、住民票か住所を確認できる書類
	代表者役職名		○				
	代表者氏名	◎	○		△		
	電話番号				△		
	FAX番号						
支店情報(代理人)	郵便番号						
	支店・営業所名		○		△		
	所在地		○	▲	△	● *新規委任の場合	支店等の許可等の状況が確認できる書類
	代理人役職名		○				
	代理人氏名		○		△		
	電話番号				△		
	FAX番号						
印鑑・許可等	使用印鑑						「使用印鑑変更届」を提出
	許可等の取得・変更・喪失				△	●	
	組織(資格承継)	「個人から法人に変更」、「法人の合併・分割」等による組織変更の必要書類等については、『競争入札参加資格承継等に係る事務取扱要領』で定めるとおり。					
	役員	◎					「役員等情報変更届」を提出
	資本金	◎					
	その他						

◎：全ての場合 ○：代理人を置いている場合 ●：営業に関し許可等が必要な場合
▲：新たに福岡市内に所在地を移す場合 △：工事の登録がある場合